

平成 1 8 年 5 月
勝浦市議会臨時会会議録（第 1 号）

平成 1 8 年 5 月 1 5 日

○出席議員 22人

1 番 土 屋 元 君	2 番 佐 藤 啓 史 君	3 番 平 岡 誠一郎 君
4 番 渡 辺 伊三郎 君	5 番 松 崎 栄 二 君	6 番 刈 込 欣 一 君
7 番 末 吉 定 夫 君	8 番 黒 川 民 雄 君	9 番 渡 辺 玄 正 君
10 番 寺 尾 重 雄 君	11 番 高 橋 秀 男 君	12 番 板 橋 甫 君
13 番 丸 昭 君	14 番 八 代 一 雄 君	15 番 児 安 利 之 君
16 番 渡 辺 利 夫 君	17 番 佐 藤 浩 寿 君	18 番 滝 口 敏 夫 君
19 番 伊 丹 富 夫 君	20 番 水 野 正 美 君	21 番 岩 瀬 義 信 君
22 番 深 井 義 典 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	助 役 杉 本 栄 君
収 入 役 江 澤 始 一 君	教 育 長 松 本 昭 男 君
総 務 課 長 西 川 幸 男 君	企 画 課 長 藤 江 信 義 君
財 政 課 長 関 重 夫 君	課 税 課 長 乾 康 信 君
収 納 課 長 鈴 木 克 巳 君	市 民 課 長 滝 本 幸 三 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 川 又 昌 昶 君	議 事 係 長 日 羅 洋 美 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第 1 号

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについて

（勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第 32 号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 33 号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

第4 議会運営委員の選任について

第5 常任委員の選任について

開 会

平成18年5月15日（月） 午前10時00分開会

○議長（水野正美君）ただいま出席議員は22人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより平成18年5月勝浦市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

会期の決定

○議長（水野正美君）日程第1、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

会議録署名議員の指名

○議長（水野正美君）日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において渡辺玄正議員及び渡辺利夫議員を指名いたします。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君）市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君）ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第3、市長提出議案を上程いたします。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいま議題となりました議案第31号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成18年3月31日、法律第7号をもって地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、課税事務上、急施を要するものと認めたため、去る4月1日に専決処分いたしましたので、議会に報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

それでは、勝浦市税条例の一部を改正する条例の主な改正内容について申し上げます。

初めに、個人住民税についてであります。1点目は均等割の非課税基準の見直しを行おうとするもので、控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合に加算される額を16万8,000円に改正しようとするものであります。

2点目は、所得割の非課税限度額の見直しを行おうとするもので、控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合に加算される額を32万円に改正しようとするものであります。

次に、固定資産税についてであります。1点目は平成18年度評価替えに伴い、土地に係る平成18年度から平成20年度までの固定資産税の税負担の調整措置を講じようとするものであります。

2点目は、昭和56年6月に施行された耐震基準を満たさない既存住宅の自発的な耐震改修をより効果的に促進するため、既存住宅を耐震改修した場合の当該住宅について、固定資産税の減額制度を創設しようとするものであります。

3点目は、価格が著しく下落した土地に対して課する固定資産税の特例を廃止しようとするものであります。

このほか法改正等による根拠条項の移動等により、条文の整理を行おうとするものであります。

以上で議案第31号の提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君）これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）ただいま市長より専決処分をした理由並びに条例一部改正の内容の概要を簡潔にご説明をいただいたわけですが、この際、より具体的、詳細に内容について補足的に説明をしていただければと思います。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。乾課税課長。

○課税課長（乾 康信君）議案第31号の市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、平成18年度の地方税法改正の経緯を申し上げます。また、後に補足説明を申し上げます。

平成18年度の地方税法の改正に当たっては、平成17年11月30日の政府、与党合意において税源移譲に結びつく国庫補助負担金の改正案が決定され、これを踏まえ、所得税から個人住民税へ3兆円規模の税源移譲を実施することが決定されました。

税源移譲の具体的な制度措置につきましては、所得税と個人住民税の役割分担の明確化、個人住民税、所得割税率のフラット化及び個々の納税者の税負担が極力変わらないよう配慮する等、

方針が決定されていました。

今回の税制改正においては、こうした方針を踏まえ、所得税、個人住民税の税率設定や主要の調整措置など具体的な税源移譲が決定されました。

それでは、第31号の専決処分 of 補足説明をさせていただきます。

最初に、第24条の個人住民税の均等割の非課税基準の見直しでございますが、生活扶助基準額の変更に伴い、均等割の非課税基準の見直しを行おうとするもので、控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合に加算される額17万 6,000円を16万 8,000円に引き下げようとするものでございます。

次に、第31条は、会社法制定に伴い、「資本等の金額」が「資本金等の額」となるための条文の整備でございます。

次に、第32条に税率の軽減を廃止し、削除しようとするものでございます。

次に、第51条は、「一に」を「いずれかに」改める条例の整備でございます。

次に、第61条は、固定資産税の課税標準について規定しているもので、住宅用地及び小規模住宅用地に対する課税標準の特例に登録有形文化財等に係る土地等について追加しようとするものでございます。

附則第5条の所得割の非課税限度額の見直しでございますが、生活保護基準額の変更に伴い、控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合に加算される35万円を32万円に引き下げようとするものでございます。

次に、附則第10条の2は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告について規定したもので、特定優良貸家住宅についての減額の適用が継続されず、平成18年3月31日をもって終了したため、本条第3項を削除しようとするものでございます。

また、新たに平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に耐震基準に適合する改修が行われた耐震基準適合住宅について、固定資産税の2分の1を減額する規定が追加されたことに伴い、本条第5項に追加しようとするものでございます。

次に、附則第10条の3は、阪神・淡路大震災により損失し、または損壊した家屋に係るものとして取得され、または改築された家屋に係る固定資産税の減額措置の適用を受ける場合、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めたもので、このうち特定優良貸家住宅についての減額の適用が継続されず、平成18年3月31日をもって終了したため、条文の整備をしたものでございます。

次に、附則第11条は、税負担の調整措置に関する規定に共通的な用語の意義について定めたもので、第3項に住宅用地を、第4項に商業地等を追加し、条文の整備をしたものでございます。

次に、附則第11条の2は、据置年度の土地の価格の特例について定めたもので、平成16年度と平成17年度の下落修正を平成19年度及び平成20年度においても継続しようとするものでございます。

次に、附則第12条は、宅地等に係る負担調整措置について定めたもので、土地の新しい価格に比べてこれまでの税負担が低い土地については価格の5%分を前年度の課税標準額に加える方式にしようとするものでございます。

次に、附則第12条の2は、商業地等の税負担の引き下げ措置について定めたもので、今回の改正でこの項目は附則第12条第6項へ追加されたため、本条を削除しようとするものでございます。

次に、附則第13条は、農地に係る負担調整措置について定めたもので、従来のおりの措置を継続しようとするものでございます。

次に、附則第13条の2は、価格の下落の著しい宅地評価土地に係る税負担の据置措置について定めたもので、本規定については廃止となったため、削除しようとするものでございます。

次に、附則第14条は、土地に対する免税点の適用について特例を定めたもので、附則第12条の2が削除されたことに伴い、条文の整備をしようとするものでございます。

次に、附則第15条の2は、特別土地保有税の保有分に係る税額の算定に当たり、特別土地保有税から控除する固定資産税相当額の特例について定めたもので、附則第12条において宅地等の負担調整措置の改正に伴い、条文の整備をしようとするものでございます。

また、附則第12条の2が削除されたことに伴い、本条第2項を削除しようとするものでございます。

次に、附則第20条の4は、租税条例実施に関する規定の整備でございまして、条約相手国との間で課税上の取り扱いの異なる投資事業組合等の事業体を通じて利子や配当の支払いがある場合に税率の軽減や免税の規定の適用があり、対象となる利子や配当の支払いについて個人住民税等の控除徴収ができないため、今回の改正において条約に定められました限度税率、または住民税を優先し、特別徴収できるとされました。また、団体課税を選択し条約において免税規定が適用されるものについては、市町村に対し申告義務を課し、個人住民税所得割を課税できることとしたものでございます。

以上で補足の説明を終わらせていただきます。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫君。

○18番（滝口敏夫君）具体的な補足説明いただきまして、ありがとうございます。この際、お伺いしたいわけでありますが、特に附則の第11条の2に関連してくるのではないかと思いますわけでありますが、ご承知のように固定資産税の評価額と土地の取り引き等に係る実勢価格、この差額がつまり逆転してきているということが新聞報道にもありますし、またそのようなことをよく耳にしているところであります。

そこでお伺いするわけでありますが、本市における固定資産税、特に土地に係る固定資産税の評価額、これに対し実勢価格が評価額よりも下回っている土地、これが実際あるのかないのか、その実体について、場合によっては地域的にお示しいただければ幸いですし、この条例改正に即対応し得るかどうかわかりませんが、それらに対する本市の対応についてどのようにお考えになっているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

もう一点は、第10条2の関係であります。新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定であります。耐震改修を行った住宅に対しては2分の1の減額措置を講ずることができるという規定が設けられるということになるのではないかと思いますわけでありますが、この申請手続上において、ここに各号を追って記載されておりますが、この点、もう少し詳しくご説明いただきたいことと、実際、この新築住宅ではなく住宅の改造、つまり耐震改造等を行う場合の措置については今回の条例改正では盛り込まれてないわけでありますが、これらについてはどのように検討されてきているのか、具体的にご説明いただきたいと思います。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。乾課税課長。

○課税課長（乾 康信君）今回の固定資産税の負担調整関係のことについての1点目のご質問だと

思いますけれども、市におきましては地価公示地、それが3点、沢倉、興津、墨名、また県の基準地が8点、墨名、鶴原、松野、上野、部原、勝浦、興津、また市の標準地点が183点、このような形で市内の地域を公示地、または基準地、標準地点という形で決めてございまして、市の標準地点におきましては鑑定評価、千葉県の不動産鑑定士協会へ委託をし鑑定を行い、宅地の値上がり、値下がり関係について委託を受けながら行っておところが現状でございます。また、県の基準地及び地価公示地につきましては、各新聞に掲載され、昨年度との対比が載っておるところでございます。

議員ご承知のとおり、景気低迷の関係から、東京等の都会周辺につきましては宅地等につきましては若干の上昇か、横ばいだというところでございますけれども、勝浦につきましては前年よりも下がっているという形でございます。

今回の負担調整につきましては、今回改正となります固定資産税の土地の負担調整措置に対しまして、調整措置の簡素化及び税負担の均衡化を促進する改正の条文になっております。これまでは税負担の格差の均衡化を図るべく調整措置がされてきたところでございますけれども、負担水準の割合に応じ、前年度の課税標準額に一定の係数を乗じる方式がとられておりました。また、評価替えをいたしますと3年間その数値で据え置くという形になっておったわけでございますけれども、今回の改正では負担水準の低い土地につきましては前年度の課税標準額に一律当年度の評価額の5%を加える方式となりました。また、下限については評価額の20%と設定することにもなりました。

これに伴いまして税負担の水準に達していない場合には一律5%の上昇となり、課税の不公平が早期に解消されることと見込まれておるところでございますけれども、では、勝浦市に対しての影響はどのくらいなのだという形でございますけれども、勝浦市における影響額は18年度の当初予算額と対比いたしますと、今回、納付書を発送したところでございますけれども、土地につきましては調定額で約300万円の増という形になっております。

続きまして、10条の2の関係ということでございましたが、耐震改修の促進税制の創設の関係だと思います。一定の耐震基準を満たさない住宅の自発的な耐震改修をより効果的に促進するために、昭和57年度の1月1日以前に建築された住宅で、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事、1戸当たり工事費30万円以上のものがございますが、それを行った場合、市に申告していただく。それで、当該住宅に係る税額を2分の1に減額をするものがございます。ただし、減額の対象は1戸当たり120平米相当分までとなっております。

この措置は、改修工事の完了時期に応じて、工事完了年の翌年度分から適用されます。工事完了時期でございますけれども、年度によって3年、2年、1年という年度で減額が違うわけでございますけれども、平成18年1月1日から平成21年12月31日までに行ったものにつきましては3年度分、2分の1に減額をする。また、平成22年1月1日から平成24年12月31日に改修をしたものにつきましては2年度分、平成25年1月1日から平成27年12月31日までに行ったものには1年分、ですから、なるべく早く改修をしていただいた方につきましては減額の年度が多く適用されるという形でございます。

19年度から該当になるわけでございますけれども、この周知及び申請の手続でございますけれども、用紙がここに定まっておりますけれども、勝浦市におきましては都市建設課の建築担当と

も今現在、相談をしておるんですけれども、専門的な知識、例えば1級、2級建築士及び法で決められた方々の証明、そういうものを申告のときに一緒に提出してもらうという形になっておりますので、現在、都市建設課の方ではそういう担当がございませんので、今後、協議していきたいというふうに課税課では思っておるところでございます。また、このPRにつきましては、広報及びホームページ等に掲載し努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）大体理解したところでありますが、さらに1点だけ伺いたいと思いますが、固定資産税の実勢価格との差の問題ですね。現実に市の方、固定資産税、つまり土地の評価をするに当たっては一定基準に基づいて評価額を決定していると思うわけです。その基準というのは公示価格ですか。今、鑑定士との協議の中で183点の地点を設けて、それらを踏まえて基準設定、評価をしているということになるかと思うんです。その基準とつまり実勢価格の差が、実勢価格が高い分にはそんなに住民にとっては問題ではないわけでありまして、実勢価格が低いのに固定資産の評価の基準価格といいますか、公示価格が高い。そうすると、固定資産税そのものが高くなってくるわけです。ですから、実体にそぐわない固定資産税を課すということになるわけです。ですから、この実体を正確には把握されていないのではないかと思います、地権者等から申し出というか申請等があった場合、これは調整し、固定資産税を軽減していくということを実際行う考えがあるのかないのか、そのような対応ができるのかできないのか、伺っておきたいと思うわけでありまして。

今、課長の方から言われたように、確かに東京を中心として、千葉県でも都市部については土地が徐々に上がってきているということは新聞報道等でも明らかにされております。しかし、ローカル地域はまだまだ土地の価格は下げどまっていけないというのが実態です。そうなりますと、どんどん差額が生じてくるわけです。これにどう対応するかというのは、これも行政の仕事の一部ではないかと思うわけでありまして、そういう観点からお答えをいただければ幸いです。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。乾課税課長。

○課税課長（乾 康信君）ただいまのお話は、地価が下がっているのに土地の税額が上がっていくというか、横ばいというか、そのようになっているけれども、これはどうなんだというような、簡単に申し上げるとそういうような形だと思っておりますけれども、平成8年のころから評価額の大体70%で課税をずうっとしてきたところでございますけれども、その間に景気低迷がございまして、土地の価格が非常に下がった年もございます。そういうことで、バランス的にそういう地域が非常にあるのではなかろうかというような考え方から、今回も国の方でも負担水準等の見直しもし、今後の固定資産税の関係につきまして考えてきておるのではなかろうかと思うわけでございますけれども、地域や土地によって評価額に対する税負担に格差が生じているということで、税負担の公平の観点から問題があるのではなかろうかということで、平成9年度以降、負担水準、要するに評価額に対する前年度課税標準額の割合の均衡化を重視することを基本的に考えて負担調整措置が講じられてまいりました。平成18年度以降もこれを促進する措置が講じられていまして、具体的には負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり据え置いたりする一方、負担水準が低い土地は税負担を引き上げていく仕組みとなっておりまして、したがって、地価の動向にかかわらず、すべての土地の税額が上がっているわけではなく、税額が上がっているのには地価が上昇している場合を除けば、負担水準が低い土地に限られておるわけでございます。

このように、現在は税負担の公平を図るためにそのばらつきを抑制しようとする過程にあることから、税負担の動きと地価動向が一致しない場合、議員ご指摘のとおり、地価が下落していても税額が上がるという場合も生じてしまうという形でございます。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）まず、私もかつてから専決処分とそうでない条例提案による議会提案という形での問題について執行部に発言してきたところではありますが、今回、条例が何本か出されてくる中で、専決処分と後半に条例提起の正規の手续といいますが、通常の手续の提案がなされた。つまり、地方税法の実施時期によってすみ分けをしてきているということについては努力の跡を多とするものであります。

そういう前提の上で、今回の地方税法の改正なるものは、今の 164 通常国会で出されて成立した。地方税法の改正については 3 月 27 日の可決で成立したというふうに認識しています。この間、これに関係する所得税法だとか、あるいは地方交付税法だとか、その他義務教育費の国庫負担法等の改正とか、何本かがこの 3 月、年度末に 10 本以上可決したわけですけど、これらの中で国会での各党の態度を見ると、もちろん自民、公明は提案者側ですから賛成ですけれども、その他の野党すべてがこの地方税法改正、その他について反対をしているというような状況が見受けられます。

そういうことからして、私はこの地方税法改正に伴う具体的にあらわれてくる地方自治体における、その地域に住まう住民に対する課税がどうなってくるのか。私は、全体として見れば、部分的には改善された面もあるけれども、そうでない部分がかなり多いというふうに見ざるを得ないわけです。

そういう前提に立ってお尋ねしたいと思いますが、この専決処分の方だけ分けて今、質疑がされてますので、それについて若干お伺いしたいわけですが、その前提として、今言った国会でこの 3 月末に成立した今回の地方税法の改正点の主な点、私の認識では税源移譲に伴う所得税とか住民税の税率を変えるということが一つ。定率減税が廃止されると、これは 2 年先の話ですが、これもまた。今、論議になっていた固定資産税の負担調整、結局、負担調整が強化されることによって、全体として増税になるということは否めない事実でありますけれども、こういう改正も行う。地方たばこ税の増税も、この後の質疑になろうかと思いますが、増税がなされた。今、耐震改修促進税制の創設がありましたし、地震保険の控除の調節もあったわけですが、これらもこの後の質疑だと思いますが、国民健康保険税の経過措置もこの後の条例で出てきているわけですが、今主な点を幾つか上げましたが、大きく言えば 11 項目、そのほかに非課税の特別措置がなされる、このように認識しているわけですけど、今国会での地方税法の改正についての内容の雑駁な認識としては、これでいいのかどうか、その点について、まず担当課長からで結構ですので、お答えをいただきたい。

第 2 点目は、この専決処分で提起されている幾つかの税改正に伴う勝浦市民あるいは勝浦市当局に対するプラスマイナスの影響というものはどうあらわれてくるのか、具体的に説明をいただきたい。今、固定資産税による増税が 300 万円というふうに出されましたが、事ほどさように専決の結果、実施されようとしている点については、どういうふうな具体的な影響になるかというふうに見たらいいのかということについてお尋ねをしておきたい。あとは専決が終わってからの提案だと思いますから省いておきます。

ただ、今も出ていた固定資産税については、結局、私に言わせれば、今、課長も答弁してましたが、簡素化、均衡化を促進するということで負担増が行われるわけです。毎年５％以上の連続した課税標準額の引き上げというふうに結局なるわけですから、平年度の増税額の見込みは国の試算では 269億円というふうになってきてます。勝浦市は、都市計画税、今のところやめてますが、これらにも連動されるだろうし、都市近郊の特定市街化区域の農地なども当然、連動してくると思うんですが、それはそれでいいんですけども、要するにこの固定資産税の増税がどの程度、300万円と言いましたが、ことしだけじゃなくて毎年毎年そういうふうに５％ずつ評価額上がっていくわけですから、その点についてどういうふうにはじいているのかということです。

もう一つは、今も出てましたが、負担調整措置の改正なんですけれども、負担水準が高い土地に関しては現行の措置を継続すると、こういうことですね。これは今出てたように、負担水準が低い土地については抜本的にこれを改正して、制度の簡素化を図る云々と今出ていた負担水準の均一化を図ると、こういうふうに出てるわけですね。

そうすると、具体的には負担水準の低い土地ということ、どういうことになるかということ、私は農村部にそれが響いていくと思うんですよ。例えば、いろいろ研究の中で御宿町役場で試算してみた。それを資料を借りてみましたら、御宿の農村部、今の布施ですよ。あの辺が固定資産税が上がっちゃうというふうになる試算が出ておりましたが、勝浦においては、個々にはありますけれども、固定資産いっぱい持ってる人、持っていない人いろいろあるんだけれども、農村部と一くくりしてもいろいろなところありますけれども、大枠でどういう点でそういう影響が出てくるか。その点についてお尋ねをしておきたい。以上です。

○議長（水野正美君）11時まで休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます

答弁を求めます。乾課税課長。

○課税課長（乾 康信君）今回の税制改正の主要項目のご質問でございますけれども、議員ご指摘の11項目だと思いますけれども、専決及び議決、両方で申し上げます。

1点目につきましては、税源移譲に伴う個人住民税の所得割の税率等を改正しようとするものでございます。2点目は、所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を減額しようとするものでございます。3点目は、個人住民税における地震保険料の控除を創設しようとするものでございます。4点目といたしまして、分離課税等に係る都道府県民税及び市町村民税の所得割の税率等を改正しようとするものでございます。5点目といたしましては、個人住民税の均等割の非課税基準及び所得割の非課税限度額の見直しをしようとするものでございます。6点目といたしましては、定率減税を廃止しようとするものでございます。7点目といたしましては、耐震基準適合住宅の改修に対して固定資産税の減額をしようとするものでございます。8点目は、据置年度の土地の価格の特例について、平成20年度まで継続しようとするものでございます。9点目といたしまして、宅地等及び農地に係る負担調整措置をしようとするものでございます。10点目といたしましては、価格の下落の著しい宅地評価に係る税負担の据置措置を廃止しようとするものでございます。11点目といたしまして、たばこ税について平成18年7月1日より値上げに

伴います改正をしようとするものでございます。先ほど議員からご指摘がありました国民健康保険税についての関係もでございます。

続きまして、2点目といたしまして、今回の税制改正に伴う市民に対しての影響でございますけれども、三位一体改革の一環といたしまして所得税から個人住民税への恒久措置といたしまして3兆円規模の本格的な税源移譲が実施されることになりました。この実施に当たりまして、すべての納税者の負担がふえないように配慮されるとともに、個人の所得課税体系における所得税と個人住民税の役割分担を明確にすることとされました。具体的に申し上げますと、所得税につきましては所得配分機能を強化いたしまして、10%から37%までの4段階の税率設定が5%から40%の6段階の税率になりました。また、個人住民税におきましては10%の率と定められました。これによりまして個人住民税における所得割額は、平成18年度当初予算ベースの課税標準額を試算いたしますと約2億400万円の増となります。

続きまして、固定資産税の増税についてというお話でございますけれども、評価替えを終わりをまして5%ずつの引き上げになってくるわけでございますけれども、負担調整の水準が下がるために5%以下の縮小を今後2年間続けるという形になります。

続きまして、農村部についての影響は具体的にどの地区だというお話でございますけれども、農村地域での影響でございますけれども、上野、総野地区の一部でございます、国道及び県道から離れた地点がそのような形になります。以上でございます。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）勝浦も同じような現象が出るわけではありますが、この辺のところの対策といっても、法律で縛りがあつたりして、それを調整する若干の手当ても法律に基づく条例で手当てしてきてるという中で、それ以上にやるということはなかなか厳しいかという点が出ようかと思いますが、そうはいったって現実に法改正によって平均化というか平準化といいながら、結局、詰まるところは増税になるわけですから、その辺のところをどう手当てするのかという点が必要だと思うんですが、その点についてはどうか。

もう一つは、これも前段で出てましたが、創設された耐震改修工事の費用の促進税制の創設。これは、今、非常に問題になっている自治体に対する対策として、これを促進するためにこういう税制を創設したわけでありますから、強い地震に遭っても、それが耐えられるようにしていくという国の施策として創設されたわけですから、西暦で言えば1982年以前に建築された住宅、耐震改修工事がなされた場合には、その住宅に係る固定資産税を最大で3年間2分の1に減額すると、こういうことになってるわけですね。1戸当たり工事費30万円以上で120平方メートルとさつき答弁がありました。対象となると言っているけれども、申請についてきちとした建築士なり、その他の検査機関などで発行する証明書を添付せにゃいけないとか、あるいは耐震改修完了後3カ月以内に市に対して申請しなきゃいけないとかいろいろあるわけですから、広報等で周知するとさつき答弁ありましたが、それは徹底すると。つまり、促進するということですから、私からも再度それは強く要求しておきますけれども、その点についてはどうか。

もう一つ、促進するという意味からいえば、過去5年以前に建てた建物だけではなく、その後建てたものについても改修が必要とされたすべての住宅を対象に広げるということがなければ、この法律を創設した意味がない。しかも、勝浦市も当初の3月議会でも、一般質問等の答弁でもありましたように、私は今年度からぜひやれと言ったんだけど、少なくとも来年度からは

耐震診断についての一定の公的補助を市がやるという方向で今、検討が進められているという答弁があったわけですが、そういうことになった場合に、耐震診断の結果、強度が基準から見て耐えられないよといった場合には、しかし、たまたまそれが過去5年以降に建てられた建物については耐震工事をせざるを得ないと診断が出た場合には、この法律、条例でいけば適用外になっちゃうわけだから、最大2分の1の税の軽減が行われないということになっちゃうわけで、その点についても今後の問題として、それは検討しておく必要があるだろう。せっかく勝浦市が新しく独自の施策で市内の家屋の耐震診断を行う場合に補助金を出そうよということを一方でやりながら、一方でその辺が、せっかくやっても適用にならないということではまずいんです。その点について、どういうふうに考えているかお答えをいただきたい。以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。乾課税課長。

○課税課長（乾 康信君）1点目の今回の税制改正における税金の関係でございますけれども、所得税は課税されなくて住民税のみ課税される納税者に対しましては、所得割の税率が3%から6%に改正されます。これにかかわる負担増の調整につきましては、第34条の6で規定をしております所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増の減額措置の創設でございます。この規定によりまして改正前と改正後の個人の負担額は変わらないものと考えております。

続きまして、固定資産税における耐震改修促進税制の関係でございますけれども、今回の税制の改正では57年1月1日以前に建築された住宅で、平成18年の1月1日から平成27年の12月31日の間に改修されたもの、また1戸当たりの平米数は120平米だという形でございますけれども、今後、現状におきましては、基本的にこの年度で行っていきたいというふうに考えております。

この耐震改修促進税制の関係の促進でございますけれども、都市建設課の建築担当のところに増改築の確認申請等が出てくると思うわけでございますけれども、そのときのPR、また先ほども申しましたように広報及びホームページ等でPR等に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、議案第31号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、議案第31号は承認されました。

○議長（水野正美君）次に、議案第32号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいま議題となりました議案第32号及び議案第33号の提案理由の説明を一括して申し上げます。

初めに、議案第32号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、平成18年3月31日、法律第7号をもって地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容について申し上げますと、個人住民税については、1点目として、地震保険料控除の創設であります。地震等損害部分の保険料等を支払った金額の2分の1に相当する金額を2万5,000円を限度として総所得金額等から控除しようとするものであります。

2点目は、税源移譲に伴う所得割の税率を都道府県分で4%、市町村分で6%に改正しようとするものであります。

3点目は、所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増に対して5%に相当する金額を所得割額から減額をしようとするものであります。

4点目は、都道府県民税及び市町村民税の税率が改められたことに伴い、分離課税等に係る税率においても改正しようとするものであります。

5点目は、定率減税を廃止しようとするものであります。

次に、固定資産税についてであります。社会福祉事業の用に供する固定資産税の非課税について、障害者自立支援法に規定する障害者支援施設、介護保険法に規定する包括的支援事業の用に供する固定資産に係る非課税措置を適用しようとするものであります。

次に、たばこ税についてであります。平成18年7月1日より値上げに伴う改正であり、旧3級品以外の製造たばこについては1,000本につき3,298円、旧3級品の製造たばこについては1,000本につき1,564円にそれぞれ引き上げようとするものであります。このほか法改正等による根拠条項の移動等により条文の整理を行おうとするものであります。

次に、議案第33号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は平成18年3月31日、法律第7号をもって地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容について申し上げますと、1点目は公的年金等控除の見直しに伴う軽減判定基準に係る激変緩和措置であります。公的年金等控除の適用を受けた者について、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定の基準である総所得金額から平成18年度においては28万円、平成19年度においては22万円をそれぞれ控除しようとするものであります。

2点目は、公的年金等控除の見直しに伴う所得割額算定に係る激変緩和措置であります。公的年金等控除の適用を受けた者について、国民健康保険税の所得割額の算定基礎である所得金額から平成18年度においては13万円、平成19年度においては7万円をそれぞれ控除しようとするもの

であります。

このほか法改正等による根拠条項の移動等により条文の整理を行おうとするものであります。

以上で議案第32号及び議案第33号の提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君）これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）ただいま市長より議案第32号及び33号の提案理由のご説明をいただきましたが、この際、担当課長からより詳しく補足的にご説明をいただければ幸いです。その上でお尋ねすることがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。乾課税課長。

○課税課長（乾 康信君）それでは、議案第32号の補足説明をさせていただきます。

最初に、第34条の2は、個人住民税における地震保険料控除の創設でございます。所得割の納税義務者が地震等損害部分の保険料または掛け金を支払った場合に、支払った金額の2分の1に相当する金額を2万5,000円を限度といたしまして総所得金額から控除しようとするものでございます。なお、経過措置といたしまして、平成18年12月31日までに締結いたしました長期損害保険料等を支払った場合には、従前の損害保険料を適用しようとするものでございます。

次に、第34条の3は、税源移譲に伴う個人住民税所得割の税率等の改正で、所得割の税率構造を累進税率から均一の税率にしようとするもので、都道府県4%、市町村民税6%の標準税率10%に改正しようとするものでございます。

次に、第34条の4は、変動所得、または臨時所得がある場合の税額の計算の規定でしたが、個人住民税所得割の税率等の改正により均一税率となり、特例的な税額計算がなくなり、第34条の6で規定していた法人税割の税率規定をこの条として条文の整備でございます。

次に、第34条の6は、所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増の減額措置の創設でございます。合計課税所得金額が200万円以下の場合、所得税との人的控除額の差額の合計額、または合計課税所得金額のいずれか少ない金額の3%に相当する金額を所得割額から減額しようとするものでございます。また、合計課税所得金額が200万円を超える場合については、所得税との人的控除の差額の合計額から200万円を超える部分の合計課税所得金額を控除した金額で、その金額が5万円を下回る場合には5万円とした金額の5%に相当する金額を所得割額から減額しようとするものでございます。

第34条の7は、第34条の4が改められたことによる条文の整備でございます。

次に、第34条の8は、所得割の標準税率が10%に改められたことに伴い、都道府県分と市町村分の税率割合が4対6に変更になることから、所得割額の控除における割合の100分の68を5分の3に改正しようとするものでございます。

次に、第36条の2は、地震保険料控除額の創設及び給与の源泉徴収票等の電子交付創設に伴う条文の整備でございます。

次に、第53条の4は、所得割の市町村分の標準税率が6%に改正されたことに伴い、分離課税に係る税率を6%に改正しようとするものでございます。

次に、第57条は、社会福祉事業の用に供する固定資産税について、非課税の適用を受けるべき者がすべき申告について定めたもので、障害者支援施設の用に供する一定の固定資産税に係る非課税措置を講ずることとしたための条文の整備でございます。また、新たに導入される包括的支

援事業の用に供する固定資産に係る非課税措置を講ずることとしたための条文の整備でございます。

第59条は、固定資産税の非課税の適用を受けなくなった所有者に当該固定資産についての申告義務を課したものであり、目的外使用または有料使用となる場合の申告義務を定めたもので、第57条に伴う条文の整備でございます。

次に、第95条は、平成18年7月1日より値上げに伴い税率を1,000本につき3,064円に改正しようとするものでございます。ただし、当分の間、同条例附則第16条の2を適用し、旧3級品以外の製造たばこについては1,000本につき2,977円を3,298円に、旧3級品の製造たばこについては1,000本につき1,412円を1,564円に改正しようとするものでございます。

次に、附則第5条は、第34条の4を改めたことによる条文の整備でございます。

次に、附則第6条、附則第6条の2及び附則第6条の3は、地方税法等の改正による条文の整備でございます。

次に、附則第7条は、第34条の4を改めたことによる条文の整備でございます。

次に、附則第7条の2は、分離課税等に係る税率割合の改正に伴い削除したものでございます。

次に、附則第7条の3は、住宅ローン控除の創設で、税源移譲により所得税額が減少する結果、控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなったり、税源移譲前の税制においても控除しきれなかったが、控除額が大きくなるなど、税負担の変動が生じないよう個人住民税の税額措置を講じることとしたものでございます。

次に、附則第8条は、所得割の標準税率が10%に改められたことに伴い、都道府県分と市町村分の税率割合が4対6に変更になることから、税率1.0%を税率0.9%に改正しようとするものでございます。また、第34条の4は、改められたことによる条文の整備でございます。

次に、附則第9条は、所得割の標準税率が10%に改められたことに伴い、特別徴収税額表が廃止となったため、退職所得等に係る所得割額の特例規定の条文の整備を行ったものでございます。

次に、附則第16条の4は、所得割の標準税率が10%に改められたことに伴い、都道府県分と市町村分の税率割合が4対6に変更になることから、税率9.0%を税率7.2%に改正しようとするものでございます。また、第34条の4が改められたことによる条文の整備でございます。

次に、附則第17条は、所得割の標準税率が10%に改められたことに伴い、都道府県分と市町村分の税率割合が4対6に変更になることから、税率3.4%を税率3.0%に改正しようとするものでございます。また、第34条の4が改められたこと及び附則第7条の3の個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除が創設されたためによる条文の整備でございます。

次に、附則第17条の2は、所得割の標準税率が1.0%に改められたことに伴い、都道府県分と市町村分の税率割合が4対6に変更になることから、課税長期譲渡所得が2,000万円以下の場合の税率2.7%を税率2.4%に改正し、課税長期譲渡所得が2,000万円を超える場合の税率3.4%を税率3.0%に改正し、また課税長期譲渡所得が2,000万円を超える場合に加算される額54万円を48万円に改正しようとするものでございます。

附則第17条の3は、所得割の標準税率が10%に改められたことに伴い、都道府県分と市町村分の税率割合が4対6に変更になることから、課税長期譲渡所得が6,000万円以下の場合の税率2.7%を税率2.4%に改正し、課税長期譲渡所得が6,000万円を超える場合の税率3.4%を税率3.0%に改正し、また課税長期譲渡所得が6,000万円を超える場合に加算される額162万円を144

万円に改正しようとするものでございます。

附則第18条は、所得割の標準税率が10%に改められたことに伴い、都道府県分と市町村分の税率割合が4対6に変更になることから、税率 6.0%を税率 5.4%に改正し、国等に対する譲渡の場合の税率 3.4%を税率 3.0%に改正しようとするものでございます。

次に、附則第19条は、所得割の標準税率が10%に改められたことに伴い、都道府県分と市町村分の税率割合が4対6に変更になることから、税率 3.4%を 3.0%に改正しようとするものでございます。

また、附則第19条第2項、第3項及び第4項第5号を削除し、第4項を第2項とする条文の整備をしようとするものでございます。

次に、附則第19条の2は、地方税法施行例の改正による条文の整備でございます。

次に、附則第19条の3は、所得割の標準税率が10%に改められたことに伴い、都道府県分と市町村分の税率割合が4対6に変更になることから、税率 2.0%を税率 1.8%に改正しようとするものでございます。また、地方税法等の改正による条文の整備でございます。

次に、附則第19条の4、附則第19条の5及び附則第20条は、地方税法等の改正による条文の整備でございます。

次に、附則第20条の2は、所得割の標準税率が10%に改められたことに伴い、都道府県分と市町村分の税率割合が4対6に変更になることから、税率 3.4%を税率 3.0%に改正しようとするものでございます。また、附則第20条第2項第5号を削除しようとするものでございます。

次に、附則第20条の3は、地方税法の改正による条文の整備でございます。

次に、附則第20条の4は、所得割の標準税率が10%に改められたことに伴い、都道府県分と市町村分の税率割合が4対6に変更になることから、所得割額の控除における割合を税率 100分の68を税率 5分の3に改正し、定率減税の廃止に伴い定率減税関係規定を削除しようとするものでございます。

次に、附則第21条は、定率減税の廃止に伴い削除しようとするものでございます。

次に、附則第6条による改正を申し上げます。附則第2条は、第34条の4が定められたこと、及び第34条の6の調整控除が創設されたためによる条文の整備でございます。

以上が32号の補足説明でございます。

続きまして、議案第33号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

国民健康保険税の所得割部分に係る税額につきましては、個人住民税の算定基礎となる所得金額を基礎としてその算定を行っておりますが、平成18年度から実施される個人住民税の公的年金控除の最低保証額を 140万円から 120万円に20万円引き下げを行い、個人住民税の算定基礎となる所得金額が増加する一部の高齢者については、国民健康保険税の税額を増加することとなります。このため、国民健康保険制度を所管する厚生労働省からの要望に基づき、所得が増加する一定の高齢者の国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定の基準について、平成18年度から2年間激変緩和措置を講ずることとなりました。

税制改正の主要項目といたしましては、1点目といたしまして税源判定基準に係る激変緩和措置を平成18年度から2年間行おうとするものでございます。

2点目は、所得割額の算定に係る激変緩和措置を平成18年度から2年間行おうとするものでござ

ございます。

以上が平成18年度の主な税制改正でございますが、33号の補足説明をさせていただきます。

最初に第10条は、軽減割合変更による第13条において第2項及び第3項が追加されたことによる条文の整備でございます。

次に、附則第3項は、公的年金等控除の見直しに伴う軽減判定基準に係る激変緩和措置及び所得割額算定に係る激変緩和措置により附則第4項から附則第7項まで追加されたことによる条文の整備でございます。

次に、附則第4項は、平成18年度分の国民健康保険税に限り、平成17年度分及び当該年度分の個人住民税について65歳以上の公的年金等控除を受けたときにおける第13条第1項による軽減の適用については、公的年金等に係る所得金額から28万円を控除した金額にしようとするものでございます。

次に、附則第5項は、平成19年度分の国民健康保険税に限り、平成17年度分及び当該年度分の個人住民税について65歳以上の公的年金等控除を受けたときにおける第13条第1項による軽減の適用については、公的年金に係る所得金額から22万円を控除した金額にしようとするものでございます。

次に、附則第6項は、平成18年度分の国民健康保険税に限り、平成17年度分及び当該年度分の個人住民税について65歳以上の公的年金等控除を受けたときにおける総所得金額等については、公的年金等に係る所得金額から13万円を控除した金額とし、所得割額を算定しようとするものでございます。

附則第7項は、平成19年度分の国民健康保険税に限り、平成17年度分及び当該年度分の個人住民税について65歳以上の公的年金等控除を受けたときにおける総所得金額等については、公的年金等に係る所得金額から7万円を控除した金額とし、所得割額を算定しようとするものでございます。

次に、附則第8項、附則第9項、附則第10項、附則第13項及び附則第15項につきましては、個人住民税所得割の標準税率が都道府県民税4%、市民税6%に改めたことに伴い、都道府県分と市分の税率割合が4対6に変更になることから、分離課税等に係る都道府県分と市分の所得割の税率割合等について、この改正割合に合わせることでされたための条文の整備でございます。

次に、附則第11項、附則第12項及び附則第14項は、地方税法等の改正により条項が追加及び移動されたための条文の整備でございます。

次に、附則第16項及び附則第17項は、条約相手国との間で課税上の取り扱いの異なる投資事業組合等の事業体を通じて、利子や配当の支払いがある場合に、税率の軽減や免税の規定の適用があり、対象となる利子や配当の支払いについて個人住民税等の特別徴収ができないため、今回の改正において条約に定められた限度税率または住民税を優先し、特別徴収できるとされた。また、団体課税を選択し、条約において免税規定が適用されるものについては市町村に対し申告義務を課し、個人住民税所得割を課税できるとされました。これにより国民健康保険税においてもこれらに係る所得金額を所得割の算定及び軽減判定の基準である総所得金額においても適用しようとするものでございます。以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）ありがとうございます。1点だけ伺いますが、この市税条例の一部改

正によりまして本市における税收等への影響額について把握されておればお示ししたいと思います。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。乾課税課長。

○課税課長（乾 康信君）税源移譲に伴う住民税の所得割の税額等の改正を行いまして税の影響でございますけれども、三位一体改革の一環といたしまして所得税から個人住民税への措置といたしまして今回の税制改正があったわけでございますけれども、これに伴いましての個人住民税関係でございますが、18年度の当初予算ベースの課税標準額を試算いたしますと、先ほど申したように2億400万円の増になるという形になっております。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）定率減税の廃止でかなりの増税になると思うんですけど、勝浦市ではどうかということをお尋ねしたい。

勝浦市の財源問題なんですけど、所得税と個人住民税の、先ほど説明があった税率構造の見直し、つまり所得税の税率は現行が4段階を6段階に分けると。住民税については5%、10%、13%と3段階に分かれていたものが10%に増加するというような、これはさっきの説明があったとおりですが、それが実施されるのは所得税については来年の1月から、個人住民税については来年の6月から実施だと思うのですが、そうすると1年半ないし1年のずれが出て地方自治体の財源不足が出てくると思うのですよ。2006年度では地方税が不足分が全体として3兆94億円の所得譲与税が手当てされるわけけれども、そういう点について、勝浦市が当初予算で計上されていたけれども、財政当局としてはどういうもくろみが、関連で申しわけないが、でも税の増収か減収かにかかわる問題ですので、その点について見通しをお願いしたい。

もう一つは、この三位一体改革あるいは税源移譲、今度の地方税法の改正によって今も年金者の国保税の激変緩和措置とか、いろいろ条例提案されてるわけなんですけど、勝浦市の国保税はその辺はまだ当初予算の段階では織り込んでなかったと思うんですね。再三の答弁の中で、7月の本算定の段階で薬価基準、診療報酬、その他も含めて税改正の点を再度計算し直してやっていくというような答弁があったと思うのだが、今度、条例で出されてきて、年金者の、しかもこれは65歳以上なんですけれども、これらの影響というか、どういう点がどう響くのかという点も大まかでいいですからお願いしたい。

国保会計のみならず、介護の納付金も課税限度額については8万円から9万円に引き上げられると、こういうことが言われてるんですけど、この辺はどういう形でもって勝浦市の場合はやるのかということをお尋ねしておきたい。

もう一つは、所得割その他に連動するのは国保だけではなくに保育所の保育料も私は連動してくると思うのですよ。そういう点から、つまり保育料は、あるいは国民健康保険税は所得税、住民税の額が連動すると思いますので、これが今度の改正によって、国保税も同時に答えてもらいたいんだけど、保育所の保育料が値上げになるのかならないのか。ある場合には、このことによって便乗して値上げをするというような危険性もあるということも指摘されてる説もあるんですけど、その点は勝浦市の場合どうなのか。そういう点についてお尋ねをしたい。以上です。

○議長（水野正美君）午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。乾課税課長。

○課税課長（乾 康信君）ただいまのご質問の関係でございますけれども、定率減税による財政への影響額でございますけれども、平成17年度課税状況調べの数値をもとに推計いたしますと、定率減税総額が 6,588万 6,000円で、この2分の1相当額 3,294万 3,000円の増収が見込まれます。

続きまして、国民健康保険税の激変緩和措置の影響額でございますけれども、平成18年度において総所得金額等から13万円を控除しますが、その影響額は当初予算ベースで積算いたしますと該当者が約 810名おります。その所得割額で 589万円の減となります。

続きまして、3点目の国民健康保険税の課税限度額の関係でございますけれども、この関係につきましては市町村は実情によって条例で53万円または8万円未満の額の限度額を規定することは差し支えないとされておりますけれども、勝浦市におきましては平成18年度当初予算において課税限度額を8万円で算定したことから、今回、条例改正は行いませんが、今後、本算定の間までにおいて決算状況及び医療費の伸び等の状況を見て判断していきたいというふうに考えております。

続きまして、保育料にかかわる影響でございますけれども、今回の税率改正あるいは定率減税の廃止等によりますところの保育料に及ぼす影響の関係でございます。ご案内のとおり、保育料の決定につきましては前年度分の所得税及び前年度分の住民税をもとに積算しております。したがって、今回の改正によりまして新たな税負担が予想されるところでございます。それに伴いますところの保育料算定の階級層区分のランクアップにつながりまして、保育料につきましては少なからず若干の影響が出るものと考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君）それでは、税源移譲に伴います財源の関係について申し上げます。個人住民税につきましては、19年の6月分から賦課をされることとなりますけれども、この税源移譲につきましては18年度分につきましては所得譲与税で1億 4,000万円を見込んでございます。19年度の個人住民税の影響額につきましては、推計をいたしますと約1億 6,000万円ということを見込んでおります。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）各行政部門にプラスもあればマイナスもあるんだけれども、少なからず影響を及ぼすわけですね。さっき国保の激変緩和措置とか、年金者の軽減措置とかいったって、これは来年度と再来年度の2カ年でしょう。その後は緩和措置はないわけだから、もう上がるということです。それはほかの税の緩和措置だってみんな期限つきなんですから、これは増税という形でずっと進むということは否めないんですね。だから、それでなくたって保険法の改悪とかその他の、特に福祉関係がばさばさやられている中で、一層、市民の暮らしが大変になってきているということが言えると思うんですよ。

討論めいちゃいって申しわけないけど、結論的には今回の提起はどうも認めがたいんだけれども、それにしても、そういう中で市の独自の裁量でやれるものをできるだけやっていってもらって、たとえ少しでも市民にマイナス影響が出ないようにという措置をとってもらいたい。例えば、課税課長の言をかりれば、若干影響があると言っていたけれども、要するに、それは当然出てく

るわけで、所得がふえればそれにスライドするわけだから。そうすると、少子高齢化だというようなことが言われていて、あるいは勝浦市の人口問題が叫ばれてたり、きょうも今、議会事務局にあったのをもらってきたけれども、国勢調査から見た千葉県というパンフレットを見てみても、結構、この人口問題は勝浦市もよそ様と同じで深刻になってきているから、国保もちろん、保育もちろん、そういう点、何らかの工夫をしながら措置を考える、市独自の市単の緩和措置、直接、間接でもいいから、緩和施策を考える、やっていく考えはないのかどうか、それについてお聞きしておきたい。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）今、改正の条文についてご審議いただいているわけですから、これに基づいて具体的にどういう数字が動いてくるか、それを勘案しながら考えていきたいと、そう思っております。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号及び議案第33号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、議案第32号及び議案第33号につきましては委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、議案第33号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、議案第34号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規

約の制定に関する協議についてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいま議題となりました議案第34号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、規約に定める構成市町負担金の規定及びいすみ市の設置に伴う関連規定等の改正について、地方自治法第 286条第 1 項の規定により関係市町と協議するに当たり、同法第 290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正の概要を申し上げますと、1 点目は構成市町負担金の負担割合を規約に明記しようとするものであり、第12条第 2 項及び別表を改正し、その他の負担金の負担割合を含め、構成市町の議会での議決が必要となる組合理約で明確に規定しようとするものであります。

2 点目は、各経費に係る負担金の負担割合について、外房線複線化事業の貸付金に係る負担金を除く負担割合を均等割 3 %、人口割 97 %と一元化し、平成 18 年 4 月 1 日から適用し、平成 18 年度予算に反映させようとするものであります。

3 点目は、人口割の算定に用いる人口について、前年度の 8 月末現在の住民基本台帳の人口により翌年度の負担金の算定を行おうとするものであります。

4 点目は、いすみ市の設置に伴う関係規定で、第 3 条に定める構成市町を 2 市 2 町に、第 6 条の組合理約の規定で組合議員の定数を各市町 3 人の 12 人に、第 9 条の副管理者の定数については 3 人としようとするものであります。また、この他条文整備のため所要の改正を行おうとするものであります。

以上で議案第 34 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君）これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18 番（滝口敏夫君）ただいま提案理由の説明がございまして、特に負担金の関係でございしますが、広域市町村圏事務組合に係る経費の市町相互間の負担の適正化ということについては、長い間、広域市町村圏事務組合及び勝浦市の議会においても議論を重ねてきている経緯があるわけであり、一たん負担割合によってそれぞれの市町の負担金の額が決まりますと、それに伴う既得権を得た団体は断固それを崩さず、現状維持を主張し、なかなか実現しなかった。昨年の 12 月のいすみ市発足を前提として昨年の 4 月以降であります、この広域市町村圏の各市町の負担金の割合等について議論が再燃してきまして、この機会を逃すと、将来ともに負担金の割合を決めていく比率と申しますか、その話し合いというか、そういったものはまず実現といいますか、適正化の方向で動くことが不可能であったわけでありましたが、幸い、いすみ市誕生に伴う構成団体が変わった関係でこのような動きになってきたと。昨年の 6 月の議会でもこの問題、私、取り上げて適正化を図るようにということを主張してきたわけでありまして。

特に私の主張とすれば、これまでの経緯から考えて、均等割 15 %、あとは人口割と、この 2 本立てでいくべきであると、こういう主張を昨年の 6 月にしたわけでありまして。しかしながら、これはこちらの主張であって、関係市町相互間の協議の中で最終的に決められていくものであります。結果的に勝浦市としては譲歩する形で取りまとめをされてきたと、こう考えるわけでありまして、結果的にやむを得ないと、私はこういう認識であります、参考のために、また記録をと

どめておくということも含めて、これまでの関係市、町における協議の経緯についてご説明願いたいことと、この内容等含め、今後の広域市町村圏事務組合における手続もあると思いますけれども、それらを含めて、この形で執行するまでのこれからの手続上の問題としてご説明をいただければ幸いです。以上。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。藤江企画課長。

○企画課長（藤江信義君）お答え申し上げます。今回の規約変更に伴う負担金の変更に至るまでの経緯ということでございますけれども、昨年12月5日のいすみ市の誕生ということもございまして、昨年度より規約変更についての協議が4月以降からなされてまいりました。その中で負担金割合について、過去の議会においてもいろいろご意見をいただいたところでございますが、この際、負担金の割合を見直すべきだというのが勝浦市の一貫しての主張でございました。それに対して各市町よりは、負担金については現状のまがいいというような意見が大勢としては非常に多かったというところでございます。

ところが、12月5日にいすみ市が誕生をすると。本来であれば、それ以前の議会で規約を変更すべきところでございますが、残念ながら負担金割合についての見直しが構成市町の中での協議が整わなかったという状況がございます。

そういった中で、合併特例法の9条の3の規定を適用いたしまして、この規定につきましては本来であれば合併特例法の9条の2を適用して12月5日以前までに規約変更、これは負担金の割合等も含めてということになりますが、それが整わない場合は、9条の3の規定を適用した場合、6カ月間のみなし一部事務組合としての猶予期間があると。そういうことから、それを適用し、12月5日からは暫定的に4団体での組合運営というような形で並行して負担金の見直し作業が行われたところでございます。

具体的には、負担金の検討委員会が2月に設置をされまして、2月13日の第1回の会議から4月19日まで4回、検討委員会が開催され、4月19日付で答申書が提出をされたところでございます。今回の規約変更につきましては、この負担金検討委員会の答申書に沿った形で提案がされておるところでございます。

今後の手続ということになりますが、今、既に議会を開かれていすみ市が5月11日にこれと同じものが上程をされ、また、本日、大多喜町がきょう、やはり議会を開催し、上程をされておるというような状況でございます。残る御宿町も5月中に開催をされて、4団体で議決がされた段階で、その旨を県の方に報告することになっております。その後、正式に県の方から認可が参りますので、正式な形で負担金割合、規約の改正が整うということになります。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、議案第34号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 3 分 休憩

午後 1 時 5 0 分 開議

議長辞職の件

〔20番 水野正美君退席〕

○副議長（高橋秀男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の水野正美議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋秀男君）ご異議なしと認めます。よってこの際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

それでは、辞職願を朗読させます。川又事務局長。

〔事務局長朗読〕

○副議長（高橋秀男君）お諮りいたします。水野正美議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋秀男君）それでは、ご異議がございますので、採決の方法を変えます。

お諮りいたします。水野正美議員の議長の辞職を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○副議長（高橋秀男君）挙手多数であります。よって、水野正美議員の議長の辞職を許可することに決しました。

〔20番 水野正美君入席〕

○副議長（高橋秀男君）前議長、水野正美議員から発言を求められておりますので、この際、これを許します。水野正美議員。

〔20番 水野正美君登壇〕

○20番（水野正美君）私、皆様方のご推挙によりまして、この1年間、議長を務めさせていただきました。初めての経験でありまして、行き届かない点多々あったと思います。皆様方のご支援、

ご指導、ご協力のおかげで、つつがなく1年間を過ごさせていただきましたことに対して、改めて感謝の気持ちを申し上げます。どうもありがとうございました。

この1年間は、市町村合併あるいはそれに伴う夷隅郡市広域市町村圏事務組合の構成団体の変更等もあり、さらには小泉行革のあおりを受けて厳しい状況の中で市政が運営されてきたと思いますが、これからもこういう状況は続くと思いますので、一議員となりまして、皆様方と一緒に残された議員としての期間を全力を挙げて努力する所存でございますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。この1年間、どうもありがとうございました。（拍手）

議 長 選 挙

○副議長（高橋秀男君）ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋秀男君）ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（高橋秀男君）ただいまの出席議員数は22人であります。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○副議長（高橋秀男君）投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋秀男君）配布漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（高橋秀男君）異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。点呼いたします。川又事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○副議長（高橋秀男君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋秀男君）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（高橋秀男君）開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤啓史議員及び土屋 元議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○副議長（高橋秀男君）選挙の結果を報告いたします。投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票21票、無効投票1票。有効投票中、水野正美議員13

票、佐藤浩寿議員 7 票、滝口敏夫議員 1 票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は 6 票であります。よって、水野正美議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました水野正美議員が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定による告知をいたします。

当選承諾のごあいさつをお願いいたします。水野正美議員。

〔20 番 水野正美君登壇〕

○20 番（水野正美君）このたび議員の皆様のご推挙によりまして議長の職を仰せつかったわけでございます。私自身の個人的な見解といたしましては、1 年交代のたらい回しされた議長選挙のあり方については若干見解があります。しかし、もう一方では、議員の皆さんが意に沿わない議長なら 1 年といわずやめさせられるような、そういう民主的な議会の人事の運営のあり方も、また一つの考え方だろうというふうに私は考えております。

私自身は、この 1 年間、自分で全力を挙げて議長職を務めてまいりましたけれども、図らずも今回、また皆様方にご推挙いただきまして、浅学非才、微力ではございますけれども、残り 1 年、全力を挙げて議長職を務めさせていただきたいと存じます。公平無私、皆さん方の意見に耳を傾けながら円滑な議会運営に努めてまいる所存でございますので、どうぞ今後ともよろしくご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げまして、整いませんが、ごあいさつにかえたいと思います。よろしくをお願いいたします。（拍手）

○副議長（高橋秀男君）議長が決まりましたので、交代をいたします。

〔議長、副議長と交代〕

○議長（水野正美君）副議長と交代いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 8 分 休憩

午後 2 時 5 0 分 開議

副議長辞職の件

〔11 番 高橋秀男君退席〕

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の高橋秀男議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

それでは、辞職願を朗読させます。川又事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（水野正美君）お諮りいたします。高橋秀男議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）それでは、ご異議がございますので、採決の方法を変えます。

お諮りいたします。高橋秀男議員の副議長の辞職を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、高橋秀男議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔11番 高橋秀男君入席〕

○議長（水野正美君）副議長の高橋秀男議員から発言を求められておりますので、この際、これを許します。高橋秀男議員。

〔11番 高橋秀男君登壇〕

○11番（高橋秀男君）副議長辞任に当たりまして、一言ごあいさつをいたします。

昨年5月13日の臨時会におきまして皆様のご推挙により副議長の職につきました。以来、今日まで議長を初め皆様方の温かいご支援、ご協力を賜りまして大過なく本日を迎えることができました。心から御礼申し上げたいと思います。

私もこれまでの貴重な体験を心の糧として残された任期を全うしていきたいと考えております。どうか皆様方のより一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、極めて簡単ですが、退任のあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

副議長選挙

○議長（水野正美君）ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（水野正美君）ただいまの出席議員数は22人です。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（水野正美君）投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）配布漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（水野正美君）異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は短期無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票を願います。点呼いたします。

川又事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（水野正美君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（水野正美君）開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤啓史議員及び土屋 元議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（水野正美君）選挙の結果を報告いたします。投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票20票、無効投票2票。有効投票中、黒川民雄議員13票、渡辺伊三郎議員7票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。よって、黒川民雄議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました黒川民雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

当選承諾のごあいさつをお願いいたします。黒川民雄議員。

〔8番 黒川民雄君登壇〕

○8番（黒川民雄君）ただいま行われました選挙によりまして副議長という重責を担うことと相なりました。私、もとより浅学非才ではありますが、今後におきましては議長を補佐し、円滑なる議会運営に努めてまいりたいと思います。また、それによりまして市政発展のために寄与する所存でございます。

今後におきましてもご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、私の言葉といたします。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

議案上程・説明・質疑・採決

○議長（水野正美君）ただいま市長から急施を要するものとして監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、この際、監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、議案を配布させます。

〔議案配布〕

○議長（水野正美君）配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）配布漏れなしと認めます。それでは、議案第35号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。本案に関し地方自治法第 117条の規定により八代一雄議員が除斥該当であります。八代一雄議員の退席を求めます。

〔14番 八代一雄君退席〕

○議長（水野正美君）職員に議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君）市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいま議題となりました議案第35号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員、渡辺利夫君が退職したことに伴い、その後任に八代一雄君を選任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

八代君の市議会での経歴につきましては、ご承知のとおり、平成11年に市議会議員に当選、以来、連続2期当選され、この間、市議会建設経済常任委員会委員、教育民生常任委員会委員、議会運営委員会委員等の要職を歴任されております。その円満な人格と地方自治に関する深い見識は、監査委員として適任であると考えます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君）これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、議案第35号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第35号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第35号についてはこれに同意することに決しました。

〔11番 八代一雄君入席〕

議会運営委員の選任について

○議長（水野正美君）日程第4、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮って

指名することになっております。議長が指名する者の指名を事務局長に朗読させます。川又事務局長。

○事務局長（川又昌昶君）議長が指名すべき者につきまして、氏名を朗読いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

板橋 甫、伊丹富夫、児安利之、末吉定夫、高橋秀男、渡辺伊三郎、渡辺玄正、渡辺利夫、以上8名でございます。

○議長（水野正美君）お諮りいたします。ただいま朗読いたしましたとおり、それぞれ指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後3時12分 休憩

午後3時40分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長、副委員長の互選が終わりましたので、当選者の氏名を事務局長に報告させます。川又事務局長。

○事務局長（川又昌昶君）互選の結果によります正副委員長の当選者氏名を報告いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

議会運営委員長、児安利之、同じく副委員長、板橋 甫。

以上でございます。

常任委員の選任について

○議長（水野正美君）日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。議長が指名する者の氏名を事務局長に朗読させます。川又事務局長。

○事務局長（川又昌昶君）議長が指名すべき者につきまして氏名を朗読いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

初めに、総務常任委員会委員。板橋 甫、伊丹富夫、黒川民雄、佐藤啓史、滝口敏夫、寺尾重雄、八代一雄、渡辺伊三郎、以上8名でございます。

次に、教育民生常任委員会委員。刈込欣一、児安利之、高橋秀男、土屋 元、平岡誠一郎、深井義典、渡辺玄正、以上7名でございます。

次に、建設経済常任委員会委員。岩瀬義信、佐藤浩寿、末吉定夫、松崎栄二、丸 昭、水野正美、渡辺利夫、以上7名でございます。

○議長（水野正美君）お諮りいたします。ただいま朗読いたしましたとおり、それぞれ指名したい

と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 4 2 分 休憩

午後 4 時 1 0 分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長、副委員長の互選が終わりましたので、当選者の氏名を事務局長に報告させます。川又事務局長。

○事務局長（川又昌昶君）互選の結果によります正副委員長の当選者氏名を報告いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

総務常任委員長、滝口敏夫、同じく副委員長、伊丹富夫。

教育民生常任委員長、刈込欣一、同じく副委員長、土屋 元。

建設経済常任委員長、松崎栄二、同じく副委員長、渡辺利夫。

以上でございます。

閉 会

○議長（水野正美君）以上をもちまして今期臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成 1 8 年 5 月勝浦市議会臨時会を閉会いたします。

午後 4 時 1 1 分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第31号～議案第34号の総括審議
1. 議長辞職の件
1. 議長選挙
1. 副議長辞職の件
1. 副議長選挙

1. 議案第 35 号の総括審議
1. 議会運営委員の選任について
1. 常任委員の選任について

上記会議の・末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝浦市議会議長

勝浦市議会副議長

署名議員

署名議員